

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	総務局行政部行政課（情報公開グループ） (06-6208-9825～7)
処分課（担当）名	処分対象の保有個人情報保有している実施機関
処分の名称	保有個人情報の開示請求に対する開示決定等 保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等 保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止決定等
概 要	大阪市個人情報保護条例に基づき、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報に対する開示請求又は訂正請求ができます。 大阪市個人情報保護条例、大阪市特定個人情報保護条例又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に違反して個人情報を収集、利用、保有されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができます。 大阪市個人情報保護条例、大阪市特定個人情報保護条例又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に違反して個人情報を提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止ができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市個人情報保護条例 http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020339.html （第23条、第32条、第40条） 大阪市特定個人情報保護条例 http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000330091.html
	大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定個人情報保護条例」という。）に基づき、個人情報保護条例第2条第1号で規定する実施機関が行う処分に係る大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとします。 第1 開示決定等の審査基準（個人情報保護条例第23条関係） 個人情報保護条例第23条の規定に基づく開示又は非開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行います。 1 開示する旨の決定（同条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。 （1）開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されていない場合 （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、このときには、当該非開示情報が記録されている部分を除いて開示する。 （3）開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（個人情報保護条例第21条） 2 開示しない旨の決定（同条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。 （1）開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て非開示情報に該当する場合 （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき （3）開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合 （4）開示請求に係る保有個人情報が存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになる場合 （5）開示請求の対象が自己を本人とする保有個人情報に該当しない場合 （6）開示請求の対象が個人情報保護条例第71条第1項で同条例の規定を適用しないこととしたものである場合 （7）開示請求の対象が個人情報保護条例第71条第2項、第4項（保有特定個人情報の開示に係る部分を除く。）又は第5項に該当する場合若しくは同条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しない場合 （8）開示請求が不適法な場合 ア 開示請求書に個人情報保護条例第18条第1項各号に掲げる事項の記載の不備がある場合又は同条第2項で規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人にあつては、本人の法定代理人。保有特定個人情報について当該情報の本人から委任を受けた代理人にあつては、本人の委任による代理人。）であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとします。 イ 開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合、権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。実施機関の事務を混乱又は停滞をさせることを目的とする等個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離する開示請求は、権利の濫用に当たります。 3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するか否かの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準（個人情報保護条例第2条第3号関係）」に、保有特定個人情報に該当するか否かの判断は「第3 保有特定個人情報該当性に関する判断基準（特定個人情報保護条例第2条第3項関係）」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かの判断は「第4 非開示情報該当性に関する判断基準（個人情報保護条例第19条関係）」に、部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は「第5 部分開示に関する判断基準（個人情報保護条例第20条関係）」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するか否かの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（個人情報保護条例第22条関係）」に、それぞれよりします。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準（個人情報保護条例第2条第3号関係）

開示請求の対象が個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

審査基準

- 1 「個人に関する情報」とは、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味します。
- 2 「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、自己の職務の範囲内において、作成し、又は取得したことをいいます。
- 3 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織において業務上必要な情報として利用・保存されている状態のものをいいます。
また、個人情報は紙等何らかの媒体に記録されていることを前提とし、大阪市情報公開条例との整合性を確保する観点から、「公文書に記録されているものに限る」としています。
- 4 「大阪府会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）」とは、事務局の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている組織共用文書をいいます。
なお、会派又は議員が保有しているものは、「議長が管理しているもの」には当たらないので、本条に規定する「公文書」には該当しません。
- 5 したがって、職員が執務の便宜のために個人的に保有する覚え書や資料、メモ書等に含まれる個人情報や、公文書の定義から除外されている「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のもの」に販売することを目的として発行されるもの」等に含まれる個人情報は、「保有個人情報」には該当しません。

第3 保有特定個人情報該当性に関する判断基準（特定個人情報保護条例第2条第3項関係）

開示請求の対象が特定個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有特定個人情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

- 1 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する「個人番号をその内容に含む個人情報」をいいます。
- 2 「実施機関の職員（公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、自己の職務の範囲内において、作成し、又は取得したことをいいます。
- 3 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織において業務上必要な情報として利用・保存されている状態のものをいいます。
また、個人情報は紙等何らかの媒体に記録されていることを前提とし、大阪市情報公開条例との整合性を確保する観点から、「公文書に記録されているものに限る」としています。
- 4 「大阪府会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）」とは、事務局の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている組織共用文書をいいます。
なお、会派又は議員が保有しているものは、「議長が管理しているもの」には当たらないので、本条に規定する「公文書」には該当しません。
- 5 したがって、職員が執務の便宜のために個人的に保有する覚え書や資料、メモ書等に含まれる個人情報や、公文書の定義から除外されている「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のもの」に販売することを目的として発行されるもの」等に含まれる特定個人情報は、「保有特定個人情報」には該当しません。

第4 非開示情報該当性に関する判断基準（個人情報保護条例第19条関係）

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行います。

- 1 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報（個人情報保護条例第19条第1号）についての判断基準
本号を適用する場合は、開示することにより本人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個別の事例に即して慎重に判断します。
- 2 個人に関する情報（個人情報保護条例第19条第2号）についての判断基準
本号では、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合には、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの等を、原則として非開示とすることとしています。

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等（第19条第2号本文）について
- ア 「個人に関する情報」とは、個人情報保護条例第2条第2号に規定する「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれます。
- ただし、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報に該当し、本号の「個人に関する情報」に当たりません。
- イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものではありませんが、その情報の性質上、個人情報保護条例第19条第3号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の開示基準によることが適当ですので、同号で判断するものとし、本号に規定する「個人に関する情報」から除外することとしたものです。
- ウ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいいます。
- エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となるものを含む。」とは、当該情報そのものからは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる場合も、ウの「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」に含まれることを確認的に規定したものです。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいいます。

(2) 法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報等（個人情報保護条例第19条第2号ただし書ア）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、開示することとしています。

イ 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいいます。

ウ 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることをいいます。

エ 「知ることが予定されている情報」とは、開示請求の時点においては、知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいいます。

(3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（個人情報保護条例第19条第2号ただし書イ）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる開示請求者を含む人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示することとしています。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号本文に該当する個人情報が第三者に関する情報である場合において、ただし書イにより例外的に開示しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（個人情報保護条例第26条第2項参照）。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（個人情報保護条例第19条第2号ただし書ウ）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報が公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を開示すべきことを定めたものです。

イ 公務員等の氏名については行政事務に関する情報ですが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるか否かにより開示・非開示の判断を行うこととしています。

なお、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名は、職階に関係なく原則として公開する慣行が定着しており、慣行として開示請求者が知ることできると解されるので、特段の事由がない限り開示しています。一方、国や他の地方公共団体等の職員の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報ですので、当該団体において慣行として公にされるなど、開示請求者が知ることができるか否かによって判断しています。

ウ 「公務員等」とは、国家公務員法（昭和22年法律120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいいます。

エ 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいいます。

したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しません。

オ 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることがあります。

3 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（個人情報保護条例第19条第3号）についての判断基準

本号では、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するために、法人等の事業者に関する情報でその正当な利益を害するおそれがあるものを原則として非開示とすることとしています。

- (1) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（個人情報保護条例第19条第3号本文）について
- ア 「法人」とは、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。
- なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共的性格にかんがみ、本号の「法人等」から除かれているところ、国等も企業活動を行うことがあるので、それは本号ではなく、第6号の適用を受けます。
- イ 本条第2号の「個人に関する情報」で記載のとおり、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報として、本号で判断するものとします。
- ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいいます。
- エ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいいます。
- オ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいいます。
- ・ 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
 - ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
 - ・ その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

カ 「権利」は、財産権に限定されず、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利その他法的保護に値する一切の権利を含みます。

キ 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされるなど、通常、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、開示されることとなります。

例として、法人に関する登記事項等が考えられます。

(2) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（個人情報保護条例第19条第3号ただし書）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示することとしています。

なお、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（個人情報保護条例第26条第2項参照）。

4 任意提供情報（個人情報保護条例第19条第4号）についての判断基準

本号では、合理的な条件の下で実施機関に情報を提供した個人又は法人等の非開示取扱いに対する正当な期待と信頼を保護するため、任意に提供された情報について、非開示情報としての要件を定めています。

(1) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報（個人情報保護条例第19条第4号本文）について

ア 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいいます。個人又は法人等の側から、自発的に情報を提供したような場合は含まれませんが、提供に先立ち、当該個人又は当該法人等から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを了承した上で提供を受けた場合は含まれます。

また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しません。

イ 「開示しないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「第三者に提供しない」等の記載があるなど、明示のものに限ります。したがって、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要です。

ウ 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれません。

エ 「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的、合理的な理由があるものをいいます。

オ 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本としますが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとしています。

(2) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（個人情報保護条例第19条第4号ただし書）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示することとしています。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（個人情報保護条例第26条第2項参照）。

5 審議・検討・協議情報（個人情報保護条例第19条第5号）についての判断基準

本号では、行政機関等の内部又は相互間における適正な意思決定が損なわれることのないよう、審議、検討又は協議に関する情報について、非開示情報としての要件を定めています。

(1) 「本市の機関」とは、本市の執行機関、議決機関、補助機関及び附属機関をいいます。

(2) 「本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互の関係をいいます。

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含む趣旨です。

(4) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることをいいます。

6 事務事業遂行情報（個人情報保護条例第19条第6号）についての判断基準

本号では、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑に遂行するため、これらの事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について非開示とすることとすることとしています。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」との文理から明らかなように、本号のアからカまでは、限定列举ではなく、例示です。

したがって、アからカまでに規定する事務又は事業以外の事務又は事業であっても、開示することにより、その性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、非開示とすることができます。

また、アからカまでの類型ごとに掲げる各支障についても、典型的な例を示したにとどまるので、その他の支障を排除する趣旨ではありません。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、目的達成のための手法等に照らして、判断するとの趣旨です。

また、「当該事務又は事業」とは、開示請求に係る事務又は事業に限定されず、同種の事務又は事業が将来にわたって反復的に行われる場合には、将来の同種の事務又は事業を当然含む趣旨です。

(3) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることをいいます。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められるか否かにより判断します。

7 公共の安全・秩序維持情報（個人情報保護条例第19条第7号）についての判断基準

本号では、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非開示とすることとしています。

(1) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」の例としては、次のようなものが挙げられます。

ア 開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報

イ 開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報

(2) 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含みます。

(3) 「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含みます。

(4) 「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、開示することにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報をいいます。

8 法令秘情報（個人情報保護条例第19条第8号）についての判断基準

本号では、条例制定権の範囲及び保有個人情報の開示に関する一般法としての個人情報保護条例の性格にかんがみ、法令等の規定の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報を非開示とすることとしています。

(1) 「法令等の定めるところにより開示しないこととされ……る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、開示が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいいます。

(2) 「法令等の定めるところにより……開示することができないと認められる情報」とは、法令又は条例に開示を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、開示することができないと認められる情報をいいます。

(3) 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた開示してはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいいます。

したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「開示については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれません。

また、通達類もその根拠が不明なものを含みませんし、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しません。

(4) 「明示の指示等」の判断に際しては、当該指示等の法的根拠と形式、指示等の発信者、指示等の内容及び具体的表現、指示等に示された理由の合理性等を総合的に考慮して、当該指示等が実施機関が従うべき法的拘束力を有するものかどうかを慎重に検討して行います。

第5 部分開示に関する判断基準（個人情報保護条例第20条関係）

開示請求に係る保有個人情報について、個人情報保護条例第20条の規定に基づき部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

1 個人情報保護条例第20条第1項の規定について

「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とは、非開示部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、当該非開示部分を物理的に除くことが、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の保存状況や非開示情報の記録状態、部分開示用の複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいいます。

2 個人情報保護条例第20条第2項の規定について

個人情報保護条例第19条第2号に規定する個人に関する情報は、氏名、生年月日その他の個人が識別される部分に限られないことから、個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人識別性のある部分を除いた部分について、個人情報保護条例第19条第2号の個人に関する情報に含まれないものとみなして、当該部分を開示することとしています。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（個人情報保護条例第22条関係）

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（個人情報保護条例第22条）に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで」とは、開示請求に係る保有個人情報を特定した上で非開示決定等を行い通知することにより、あるいは当該保有個人情報が不存在であることを理由に非開示決定等を行い通知することにより、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かの事実が通知を受けた開示請求者に明らかになることをいいます。

2 「非開示情報を開示することとなる」とは、例えば、表彰関係の候補者等に関する選考状況に係る情報や違反行為に対する抜き打ち検査に関する情報について、当該本人から探索的に開示請求がなされた場合などのように、当該請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしただけで、当該選考等の対象になっているかどうか明らかにし、意思決定の中立性が損なわれたり、今後の事務事業に支障をきたすなど、個人情報保護条例第19条各号に規定する非開示情報の保護法益を損なうこととなる場合をいいます。

第7 訂正決定等の審査基準（個人情報保護条例第32条関係）

個人情報保護条例第32条の規定に基づく訂正を行う旨又は訂正を行わない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、次により行います。

1 訂正を行う旨の決定（同条第1項）は、次に該当する場合に行います。

・ 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合

2 訂正を行わない旨の決定（同条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。

(1) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合

- (2) 訂正をすることが事務の目的の範囲を超える場合
- (3) 調査等の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。
- (4) 訂正請求に係る保有個人情報に保有していない場合
- (5) 訂正請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになる場合
- (6) 訂正請求の対象が自己を本人とする保有個人情報に該当しない場合
- (7) 訂正請求の対象が個人情報保護条例第71条第1項で同条例の規定を適用しないこととしたものである場合
- (8) 訂正請求の対象が個人情報保護条例第71条第2項又は第4項に該当する場合若しくは同条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しない場合
- (9) 訂正請求が不適法な場合
- ア 訂正請求書に個人情報保護条例第29条第1項各号に掲げる事項の記載の不備がある場合、同条第2項で規定する訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料（訂正請求の内容が事実と合致することについて、確信を抱かせる程度のもののほか、訂正等を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれる。）を提出しない場合若しくは同条第3項において準用する第18条第2項で規定する請求に係る保有個人情報の本人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人にあつては、本人の法定代理人。保有特定個人情報について当該情報の本人から委任を受けた代理人にあつては、本人の委任による代理人。）であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとします。
- イ 訂正請求が権利の濫用に当たる場合。この場合、権利の濫用に当たるか否かの判断は、訂正請求の態様、訂正請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。実施機関の事務を混乱又は停滞をさせることを目的とする等個人情報訂正請求制度の趣旨から著しく乖離する訂正請求は、権利の濫用に当たります。
- 3 保有個人情報に該当するかどうかの判断は、前記「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準（個人情報第2条第3号関係）」により、保有特定個人情報に該当するかどうかの判断は、前記「第3 保有特定個人情報該当性に関する判断基準（特定個人情報保護条例第2条第3項関係）」により行います。
- 4 その他
- (1) 個人情報条例第28条（訂正請求権）で規定する「内容が事実でない」と認めるときとは、訂正請求の対象が「事実」であることを明らかにするものであり、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいいます。
したがって、評価、判断等に関わる事項で、客観的、明確に誤りがあるとは認めたい性格を有する個人情報については、訂正請求の対象にはなりません。
- (2) 訂正請求に理由があると認める場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で行います。
なお、訂正請求に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の事務の目的の達成に必要な範囲内で行えば足り、訂正をすることが事務の目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はありません。また、事務の目的に照らし、最新の状況に変更することを要しない保有個人情報について現在の事実に基づき訂正を求められた場合には、訂正義務は生じません。

第8 利用停止決定等の審査基準（個人情報保護条例第40条関係）

個人情報保護条例第40条の規定に基づく利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、次により行います。

- 1 利用停止を行う旨の決定（同条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行います。
- <保有個人情報（保有特定個人情報を除く）の場合>
- (1) 個人情報保護条例第6条第1項から第3項まで及び第7条第1項の規定に違反して収集されたとき
適正かつ公正な手段による収集の規定（第6条第1項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集の禁止の規定（第6条第2項）、本人収集の原則の規定（第6条第3項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第7条第1項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。
- (2) 個人情報保護条例第10条第1項の規定に違反して利用されているとき
本項が許容する限度を超えて、事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を利用している場合をいう。
- (3) 個人情報保護条例第13条第3項の規定に違反して保有されているとき
事務の目的の達成に必要な範囲を超えて、当該保有個人情報を保有している場合をいう。
- (4) 個人情報保護条例第10条第1項の規定に違反して提供されているとき
本項が許容する限度を超えて、実施機関以外のものに当該保有個人情報を提供している場合をいう。
なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、当該保有個人情報について、その利用等の全部が違反していれば全部を、利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行うものとします。
また、例えば、事務の目的以外の利用を理由として、本人から、保有個人情報の全ての消去を求められた場合には、個人情報の適切な取扱いを確保するという趣旨からすれば、事務の目的以外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はないものとします。

<保有特定個人情報の場合>

- (1) 個人情報保護条例第6条第1項及び第7条第1項の規定に違反して収集されたとき
適正かつ公正な手段による収集の規定（第6条第1項）に違反して特定個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第7条第1項）を怠って特定個人情報を収集している場合をいう。
- (2) 個人情報保護条例第13条第3項の規定に違反して保有されているとき
事務の目的の達成に必要な範囲を超えて、当該保有特定個人情報を保有している場合をいう。
- (3) 特定個人情報保護条例第4条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
特定個人情報保護条例第4条第1項及び第2項が許容する限度を超えて、事務の目的以外の目的で当該保有特定個人情報を利用している場合をいう。
- (4) 番号法第20条の規定に違反して収集されたとき
番号法第19条各号により提供を受けた場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を収集した場合をいう。
- (5) 番号法第20条の規定に違反して保管されたとき
番号法第19条各号により提供を受けた場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を保管した場合をいう。

	(6) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 個人番号を取り扱うことを許された範囲を超えて特定個人情報ファイルが作成された場合をいう。 (7) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 番号法が許容する限度を超えて、実施機関以外のものに当該保有特定個人情報を提供している場合をいう。 なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、当該保有特定個人情報について、その利用等の全部が違反していれば全部を、利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行うものとします。 また、例えば、事務の目的以外の利用を理由として、本人から、保有特定個人情報の全ての消去を求められた場合には、特定個人情報の適切な取扱いを確保するという趣旨からすれば、事務の目的以外の利用を停止すれば足り、当該保有特定個人情報を消去するまでの必要はないものとします。 2 利用停止を行わない旨の決定（同条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。 ＜保有個人情報（保有特定個人情報を除く）の場合＞ (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止することにより保護される本人の利益よりも公益が優る場合 (3) 利用停止請求に係る保有個人情報を保有していない場合 (4) 利用停止請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになる場合 (5) 利用停止請求の対象が自己を本人とする保有個人情報に該当しない場合 (6) 利用停止請求の対象が個人情報保護条例第71条第1項で同条例の規定を適用しないこととしたものであるとき (7) 利用停止請求の対象が個人情報保護条例第71条第2項又は第4項に該当する場合若しくは同条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しない場合 (8) 利用停止請求が不適法な場合 ア 利用停止請求書に個人情報保護条例第37条第1項各号に掲げる事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項において準用する第18条第2項で規定する請求に係る保有個人情報の本人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとします。 イ 利用停止請求が権利の濫用に当たる場合。この場合、権利の濫用に当たるか否かの判断は、利用停止請求の態様、利用停止請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。実施機関の事務を混乱又は停滞をさせることを目的とする等個人情報利用停止請求制度の趣旨から著しく乖離する利用停止請求は、権利の濫用に当たります。 ＜保有特定個人情報の場合＞ (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合 (2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報を利用停止することにより保護される本人の利益よりも公益が優る場合 (3) 利用停止請求に係る保有特定個人情報を保有していない場合 (4) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになる場合 (5) 利用停止請求の対象が自己を本人とする保有特定個人情報に該当しない場合 (6) 利用停止請求の対象が個人情報保護条例第71条第1項で同条例の規定を適用しないこととしたものであるとき (7) 利用停止請求の対象が個人情報保護条例第71条第2項又は第4項に該当する場合若しくは特定個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有特定個人情報に該当しない場合 (8) 利用停止請求の対象が特定個人情報保護条例第2条第5項に規定する情報提供等記録に該当する場合 (9) 利用停止請求が不適法な場合 ア 利用停止請求書に個人情報保護条例第37条第1項各号に掲げる事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項において準用する第18条第2項で規定する請求に係る保有特定個人情報の本人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人にあつては、本人の法定代理人。保有特定個人情報について当該情報の本人から委任を受けた代理人にあつては、本人の委任による代理人。）であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとします。 イ 利用停止請求が権利の濫用に当たる場合。この場合、権利の濫用に当たるか否かの判断は、利用停止請求の態様、利用停止請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。実施機関の事務を混乱又は停滞をさせることを目的とする等個人情報利用停止請求制度の趣旨から著しく乖離する利用停止請求は、権利の濫用に当たります。 3 保有個人情報に該当するか否かの判断は、前記「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準（個人情報保護条例第2条第3号関係）」により、保有特定個人情報に該当するか否かの判断は、前記「第3 保有特定個人情報該当性に関する判断基準（特定個人情報保護条例第2条第3項関係）」により行います。
標準処理期間	保有個人情報の開示請求に対する開示決定等 14日 保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等 30日 保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止決定等 30日
経由日数	なし

提出先	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
提出時期	随時
提出方法	次の方法があります。 <保有個人情報の開示請求> ①請求者本人が開示請求書を市役所本庁舎 1 階市民相談室へ提出して下さい（受付時に個人番号カード、運転免許証等本人確認書類の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の開示を請求される場合は、開示請求書、本人確認書類の写し及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他その者が本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付して下さい。 <保有個人情報の訂正請求> ①請求者本人が、訂正請求書及び当該訂正請求の内容が事実に合致することを証する資料を市役所本庁舎 1 階市民相談室へ提出して下さい（受付時に個人番号カード、運転免許証等本人確認書類の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求される場合は、訂正請求書、当該訂正請求の内容が事実に合致することを証する資料、本人確認書類の写し及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他その者が本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付して下さい。 <保有個人情報の利用停止請求> ①請求者本人が、利用停止請求書を市役所本庁舎 1 階市民相談室へ提出して下さい（受付時に個人番号カード、運転免許証等本人確認書類の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の利用停止を請求される場合は、利用停止請求書、本人確認書類の写し及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他その者が本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付して下さい。 〔郵便等の送付先〕 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）
手数料	手数料は、無料ですが、写しの交付を受ける場合は費用を負担していただきます。また、郵送による写しの交付の場合は、送料の負担も必要になります。
相談窓口	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000013632.html
備 考	